

平成26年 第7回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成26年6月20日(金) 午後1:30~午後2:23

2. 場所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (8人)

職名	番号	氏名
会長	10	村岡 和俊
委員	1	畠山 賢悦
委員	4	長井 進
〃	5	佐藤 光男
〃	6	坂根 重友
〃	7	小澤 守昭
〃	8	谷地村 久人
〃	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (2人)

2番 小坂 敏 3番 長根 孝衛

5. 会議書記 事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第5号 農地使用貸借合意解約書の受理について

日程第4 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

7. 会議の概要

(平成26年第7回 6月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、村民憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、7番 小澤 守昭君 お願いします。</p>
	(村民憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は8名で、定足数に達しておりますので、これより平成26年第7回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名と一言でご異議ありませんか。</p> <p>それでは議事録署名委員には、1番 畠山 賢悦 君 並びに 9番 工藤 昭治君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	次に、日程第3 報告第5号 農地使用貸借合意解約書の受理について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>P3 日程第3 報告第5号 農地使用貸借合意解約書の受理について</p> <p>このことについて、別紙のとおり農地使用貸借合意解約書を受理したので、報告いたします。P4に1件の合意解約書の写しを添付してあります。後で議案第13号で詳細に説明しますが、貸し人が新たな借り人と使用貸借を契約したいということです、現在の借り人と解約をするものです。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に日程第4 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>今回の申請件数は6件となっているため、1件ごとの審査にします。</p> <p>それでは最初に受付番号17号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>次に日程第4 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。</p> <p>P6の 受付番号17号の農地法第3条の許可申請は、賃貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。詳細についてですがこの譲受人は、以前この農地を社団法人青い森農林振興公社を介して賃貸借権を設定していましたが、6年間の契約期間が満了したため、新たに3条の賃貸借契約を締結するため申請するものです。P14に 許可申請書の写し、P15に 申請地の位置図、P11</p>

	<p>には 農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>なお、譲受人の経営状況等から見て、地域調和、周辺農地状況など、農地法3条1項の調査書のとおり許可できない項目に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の4番 長井委員から報告を求めます。</p>
長井委員	<p>議案第13号 受付番号17号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号17号の申請地は畑であります。借り受け後はやまいも等の作付けを予定しています。</p> <p>これらの事や現地の状況等から周辺農地への影響は無いと考えます。</p> <p>また、利用状況からみても、特段問題は無いと考えます。以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>同じく日程第4 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>続いて、受付番号18号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>P6の 受付番号18号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>なお、この件についての詳細説明ですが、先ほどの報告第5号で説明した農地の物件です。申請地の農地は全部で6筆ありますが、現在は遊休農地となっています。今回P17の申請地の農地はハウストマトを、P18の申請地の農地には、小麦を作付したいということです。</p> <p>利用状況及び周辺農地の状況から見ても遊休農地及び耕作放棄地解消になり特段問題はないと考えます。</p> <p>また、P16に許可申請書の写し、P17,P18に申請地の位置図、P11には農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>なお、農地法3条1項の調査書のとおり許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の4番 長井委員から報告を求めます。</p>
長井委員	<p>議案第13号 受付番号18号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号18号の申請地は畑と田になっております。</p> <p>借り受け後は、畑にハウストマト、田に小麦を作付する予定であります。</p> <p>そのため、耕作放棄地防止のことから考えると問題はないと思います。</p>

	<p>これらの事や現地の状況等から周辺農地への影響は無いと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>同じく日程第4 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>続いて、受付番号19号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第4 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について P7 の 受付番号19号の農地法第3条の許可申請は、売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>なお、この件についての詳細ですが、買受人は申請地の隣地も作付しており、農地集積及び利用効率上から見て問題ないと考えます。また農作業への常時従事など、各要件を満たしていると判断し、特段問題ないものと考えます。また、P19 に 許可申請書の写し、P20 に申請地の位置図、P12 に農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>買受人の経営状況等から見て、地域調和、周辺農地状況など、農地法3条1項の調査書のとおり許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の4番 長井委員から報告を求めます。</p>
長井委員	<p>議案第13号 受付番号19号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号19号の申請地は畑になっております。</p> <p>買受後は長芋を作付する予定であります。</p> <p>買受人は、隣地に農地を所有しており、農地集積及び効率的面から見て売買の申請をされたものであります。</p> <p>これらの事や現地の状況等から周辺農地への影響は無いと考えます。</p> <p>また、利用状況からみても、特段問題は無いと考えます。以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>同じく日程第4 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>続いて、受付番号20号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>P7になります。受付番号20号の農地法第3条の許可申請は、売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載の</p>

	<p>とおりです。</p> <p>また、P21 に許可申請書の写し、P22, 23 に申請地の位置図、P12 に農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。この件についての詳細説明ですが、居宅の隣地に位置するため利用効率上から見て問題ないと考えます。また農作業への常時従事など、各要件を満たしていると判断し、特段問題ないものと考えます。</p> <p>なお、また買い受人の経営状況等から見て、地域調和、周辺農地状況など許可できない項目に該当しないため、農地法3条1項の調査書のとおり許可要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の5番 佐藤委員から報告を求めます。</p>
佐藤委員	<p>議案第13号 受付番号20号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号20号の申請地は、田であります。</p> <p>買受後も、田として利用するということであります。</p> <p>また、申請地は、居宅の隣に位置するため、効率的面から見て売買の申請をされたものであります。</p> <p style="text-align: center;">うむとう</p> <p>これらの事や現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題が無いものと考えます。以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>同じく日程第4 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号21号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>P8 受付番号21号の農地法第3条の許可申請は、売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P24 に許可申請書の写し、P25 に申請地の位置図、P13 に農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>なお、この件についての詳細説明ですが、売渡人が県外在住であり、耕作放棄の防止等にもなり特段問題はないと考えます。</p> <p>また買い受人の経営状況等から見て、地域調和、周辺農地状況など、農地法3条1項の調査書のとおり許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の5番 佐藤委員から報告を求めます。</p>
佐藤委員	<p>議案第13号 受付番号21号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号21号の申請地は、畑であります。</p> <p>買受後も、畑として利用するということであります。</p> <p>また、耕作放棄地防止のことから考えると問題はないと思います。</p>

	<p>これらの事や現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題が無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。(現地調査結果の報告)</p>
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>同じく日程第4 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>続いて、受付番号22号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第13号 受付番号22号の議案朗読と説明)</p> <p>P8 受付番号22号の農地法第3条の許可申請は、贈与によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>P26, 27 に許可申請書の写し、P28 に営農計画書の写し、P29, P33 に申請地の位置図、P13 に農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>なお、この件についての詳細説明ですが親子間の贈与であり農用地すべての効率的利用や、営農計画書記載のとおり農作業へ常時従事など、各要件を満たしていると判断し、特段問題ないものと考えます。</p> <p>なお、農地法3条1項の調査書のとおり許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の5番 佐藤委員から報告を求めます。
佐藤委員	<p>議案第13号 受付番号22号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号22号の申請地は、田と畑であり、贈与を受けた後も同様に水稻、野菜等の作付を予定しております。</p> <p>これらの事や現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題が無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第13号、受付番号17号から22号まで原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし

議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第13号は原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成26年 第7回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

議 長

署名者

署名者